

# 会 議 録

会議名(審議会等名)	第5回小金井市男女平等推進審議会(平成24年度第3回)
事務局	企画財政部企画政策課男女共同参画室
開催日時	平成24年8月29日(水) 午後2時～4時10分
開催場所	前原暫定集会施設B会議室
出席者	委員 井上恵美子委員(会長)、佐藤宮子委員(副会長)、 新井利夫委員、伊藤智代子委員、加藤由喜枝委員、加藤りつ子委員、 加藤春恵子委員、佐野哲也委員、原忍委員
	事務局 企画政策課長補佐(男女共同参画担当) 松井玉恵 企画政策課男女共同参画室主任 岩佐健一郎 コンサルタント会社研究員
欠席者	中澤智恵委員
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者	なし
会議次第	(1) (仮称)第4次男女共同参画行動計画(案)の検討について (2) その他
会議結果	別紙会議録のとおり
提出資料	資料1 (仮称)第4次男女共同参画行動計画素案(各論案) 資料2 (仮称)第4次男女共同参画行動計画体系案 資料3 (仮称)第4次男女共同参画行動計画(骨子案)追加資料 資料4 (仮称)第4次男女共同参画行動計画案検討スケジュール(平成24年8月現在)

## 第5回小金井市男女平等推進審議会

平成24年8月29日（水）

【井上会長】 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。本日は、（仮称）第4次男女共同参画行動計画素案（各論案）の検討を行います。資料ですが、皆さんに事前送付させていただいております。資料1として（仮称）第4次男女共同参画行動計画素案（各論案）、資料2として（仮称）第4次男女共同参画行動計画体系案、資料3として（仮称）第4次男女共同参画行動計画（骨子案）追加資料、資料4として（仮称）第4次男女共同参画行動計画案検討スケジュール（平成24年8月現在）、その他に第3次行動計画推進状況調査報告書（平成23年度実績）があります。まず（仮称）第4次男女共同参画行動計画素案（各論案）についての議論の進め方ですが、基本目標が4つありますので、それぞれ時間を区切ってご発言をいただいて、意見交換できればと思います。もし時間がなくなり、言い切れなかったことなどがございましたら、後で事務局に各委員から文書で提出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それではまず、（仮称）第4次男女共同参画行動計画素案（各論案）の基本目標Ⅰ「互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む」から始めさせていただきます。

まず事務局から説明をお願いします。

【事務局（松井）】 事務局からご説明させていただきます。

基本目標Ⅰの説明に先立ちまして、各論案作成作業の考え方、これまでの審議会の審議で決まった計画の方向性についての確認も含めてご説明させていただきたいと思います。

今回の計画素案でございますが、第3次行動計画が各課の個別計画にある小さな単位の事業を多く位置づけて、事業数が数多く盛り込まれているのに対して、今回の計画案は、事業の実施が男女共同参画の推進にどう効果があるのかわかりやすく作成するようにというご指示がございました。個別計画が別にあって、事業の進捗管理がされているものについては、できる限り列挙せずに、事業の推進すべき考え方がわかるように策定する。各事業は複数の効果を持っていても重複掲載せずに、どこかに一か所に整理するという考え方で進めております。また、原則、国の計画、第3次男女共同参画基本計画のうち、市町村が取り扱うことができるものの施策については極力反映するようにしております。庁内の個別計画から男女共同参画に寄与すると考えられる施策については抽出し、反映するよ

うにいたしました。市の最上位計画の第4次基本構想・前期基本計画は当然のこととして、のびゆくこどもプラン小金井、小金井市保健福祉総合計画、小金井市生涯学習推進計画、明日の小金井教育プラン、小金井市産業振興プラン、小金井市農業振興計画、また、市の庁内の計画ではございますが、小金井市人材育成基本方針及び同実施計画などを参照しております。なお、従来からご説明しており、前回6月18日の審議会において、（仮称）第4次男女共同参画行動計画（骨子案）第1章第3節でもお示ししましたとおり、本計画は、全体としては男女共同参画社会基本法を根拠に作成するものではございますが、基本目標4つのうち、基本目標Ⅳについては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を根拠として作成しておりますので、申し添えさせていただきます。

（仮称）第4次男女共同参画行動計画素案（各論案）に表記しております記号ですが、新規事業についてはダイヤ印、体系図の一覧表については「新」と書かせていただいております。各施策の方向のうち、核となる施策と想定されるものについては丸印、一覧表には星印をつけさせていただきました。

なお、各施策の事業内容につきましては、庁内の課長職で構成する男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催いたしまして、検討を確認し、また、各論案全体につきましては、全庁各課で照会作業を行い、個別計画との整合、各課の事業概要との整合の確認は既に済んでいるところでございます。

基本目標Ⅰ、1ページをご覧ください。各論案の構成についてご説明します。

まず、1ページを例示してご説明します。

基本目標の説明として4つの段落をご用意させていただきました。一番上の黒丸印が、基本目標の基本認識、次の黒丸印が、国などの動向、3つ目の黒丸印に、2月に実施しました調査などに見る小金井の状況、4つ目の黒丸印として、目指すべき方向を記載いたしました。

1ページめくっていただきまして、2ページをご覧ください。施策の方向の説明の仕方として、2ページを例示して説明させていただきます。3つの段落を基本として構成いたしました。一番上が施策の基本認識、2番目に市の取り組み、3番目の段落として、目指すべき方向性を記載いたしました。今回の各論案には反映させておりませんが、前回の審議会において、ワーク・ライフ・バランスであるとか、エンパワーメントといったわかりにくい用語について脚注を入れるべきというご意見をいただいておりますので、素案作成の段階ではそのように扱いたいと考えております。

それでは、基本目標Ⅰについてご説明をさせていただきます。基本目標Ⅰ、「互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む」。全体の構成として、人権、男女平等の広報や講演会等を通じた啓発、人権侵害防止の具体的な取り組み、多文化共生、男女共同参画を推進するための平等教育などで構成しています。細かな説明につきましては、各委員の皆様から、前回の審議会に体系に対して出された意見の反映の状況を中心にご説明させていただきます。

まず、加藤（春）委員から、人権尊重、または女性の人権尊重という言葉の記載が必要だのご意見をいただきました。2ページ、基本目標Ⅰ－1、「人権尊重・男女平等意識の普及・浸透」として反映させていただいております。

また、中澤委員から、人権尊重は、安全な社会づくりと被害者支援が基本であるというご意見をいただきました。3ページ、「(2) 男女共同参画の基盤となる人権尊重」の1、具体的な施策として、1、「人権尊重に向けた啓発の推進」、2、「人権侵害防止対策の強化」として反映させていただいております。

また、井上会長から、性を理由にした差別をなくす取り組みが必要というご意見をいただいております。3ページ、2、「人権侵害防止対策の強化」中、ダイヤ印で、「性別による差別や男女平等を阻害する人権侵害に苦情・相談の受付」といたしました。

伊藤委員から、セクシュアル・ハラスメント防止の問題についても記述すべきというご意見をいただきました。3ページ、「セクシュアル・ハラスメントの防止の推進」として反映しました。

また、中澤委員、加藤（春）委員、佐藤副会長から、障害者、高齢者、子供への暴力についてご意見をいただいております。3ページ、2、「人権侵害防止対策の強化」中、「子ども・高齢者・障がい者等の人権を守る取組の強化」として記載しているところですが、前回の審議会で、この計画の中で取り扱うべきか、各個別計画のある中、議論が必要というようなご意見をいただいております。また、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」でどのような取り扱いにしているか、他市でどのような取り扱いをしているかを検証するべきというご意見をいただいておりますので、若干の説明をさせていただきます。

第3次行動計画では、課題1 人権尊重と男女平等の意識づくり、2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶という項目の中にいずれも施策として記載されております。また、昭島市、国分寺市、多摩市の計画を参照いたしました。昭島市、国分寺市については、高齢

者、障害者、子どもへの暴力等に関する取り組みについては、いずれも記述がございました。多摩市については、高齢者、障害者についての記述はございませんでしたが、DV計画と位置づけている章の中に、女性の人権の尊重として女性や子どもの人権侵害を防止するための啓発という項目が入っているのを確認しております。

次に、中澤委員から、多様な性、またはセクシュアルマイノリティーの方への配慮が必要というご意見をいただきました。文章の記述全体として、「男女の」という表現を「性別によらず」という表現に置きかえられるところにつきましては、採用するように努めております。

また、伊藤委員、中澤委員から、多文化共生社会への意識改革が必要というご意見をいただきました。3ページ、(2)「男女共同参画の基盤となる人権尊重」に、「多文化共生のまちづくり」と位置づけました。

伊藤委員から、幼児期からの男女平等教育、また、生涯学習は、家庭、地域、社会教育などに分けて記述するべきというご意見をいただきました。5ページ、(1)「教育における男女平等教育」、(2)「生涯を通じた男女平等教育」として反映させていただきました。

ご説明については以上でございます。

**【井上会長】** ありがとうございます。基本目標Ⅰについて、説明いただきましたが、いかがでしょうか。

前回、セクシュアルマイノリティーの人たちへの心配りもきちんとしなければいけないという話が出まして、「性別による差別や男女平等を阻害する人権侵害に対する苦情・相談の受付」としていただきました。性別による差別というのは、セクシュアルマイノリティーの人への差別もイメージしているのでしょうか。

**【事務局（松井）】** 「性別による差別、男女平等を阻害する人権侵害に対する苦情・相談の受付」につきましては、男女共同参画室では、男女平等基本条例第24条に基づき、市の施策などへのチェック機能や性別による差別を防止するため、苦情窓口を設置しているほか、苦情処理委員を設置しております。また、広報秘書課につきましては、人権に対する取り組みを進めておりますので、広く全般的な取り組みとしてそのような形をとらせていただいているところです。

**【井上会長】** 第3次行動計画ではすごく細かくいろいろな事業を載せたから、10年という計画期間内に、事業によっては、該当しないものになってしまったり、また、新規

事業が立ち上がっているのに、盛り込められないことがあったので、現在策定中の（仮称）第4次男女共同参画行動計画（案）では細かい事業は載せないという方向にしました。逆にそうすると、具体的にどういうことを次期計画期間中にやってほしいことがわからないということもあり得ます。余り細かくなり過ぎない範囲でポイントの単語を盛り込んでおかないと、こちらが想定しているものがわからないといけないので、もう少し工夫したほうがいいと思いました。そこで、セクシュアルマイノリティーに対する差別の問題をどのように取り扱うか、「性別による差別」という部分をそれに変えたらどうかとも思いましたが、例えば、「子ども・高齢者・障がい者等の人権」の部分に並べることができるのか、市の施策との整合もあるんでしょうし、何かしら検討していただきたいと思いません。

もう1つ思ったのが、教育という言葉が、1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透と2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進の部分の両方に入っていて、そこは整理してもいいんじゃないかと思いました。

【加藤（春）委員】 私は、キーワードを崩さないで、一文を短くするほうがいいと思います。キーワードで使っているながら、読みやすくするには、1つセンテンスを短くしたほうがいいと思います。これは全体にわたるところです。

それから、1ページ目の2つ目の1行目、「国際的な動向に応じた」という表現があるんですけども、何となく日本のこういう変革の受け取られ方というのは、世の中がそうなったからそうしましょうよみたいなことになるので。第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」では、かなり歴史的な条約のことなんか書いてあるわけですね。同じ形を踏襲するならともかくですけども、「国際的な動向に応じた」というよりは、「女子差別撤廃条約を基盤として」とか、何かしら具体的なことをはっきりと明記した方がいいと思いました。こういう条約に基づいてこうなって、それを実施しているんだと、何となく世の中がこうだからしなきゃいけないというような表現は避けたほうがいいと思いました。

それから、1ページの3つ目の3行目、「性別によって、家庭生活や社会通念等の分野など」と書いてあるわけなんですけれども、これは、よくよく参照しないと意味がわからないですから、削ってしまっているのではないかと思います。

【井上会長】 今回の点、いいですか。私も意味がわからなくて、じっと考えて、やっとわかったのが、家庭生活や社会通念等の分野など、性別によって大きく意識が変わる分野

が見られるという、そういうことだなと理解したんですね。男女平等に関する意識調査で、「どのような場で男女が平等になっているか」という設問に対して、「家庭生活や社会通念等で男性、女性の評価が分かれている」ということを言いたいんだなとわかったので、削るよりはもう少しわかりやすく書ければと思います。

【加藤（春）委員】 結構です。

ここはとにかく2つの文章に分けたほうがわかりやすいかなと思いました。

それから、5ページなんですけど、（1）教育の場における男女平等教育の3行目「生きる力、育つ力をはぐくむ」という部分ですが、「生きる力、学ぶ力、働く力」というふうに書いていただければと思いました。というのは、従来、生きるとか、育つとかいうことに重点を置かれがちで、生きることも重要ですけども、女性がきちっとした学力をつけるということも大切ですし、働く力をつけるということも大切なので、並べていただければと思いました。

【加藤（り）委員】 1ページの3つ目の●の4行目、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する意識は解消されつつあるものの」とあるんですけども、せっかく市民意識調査を実施したわけですから、以前やった調査との比較などを出すとか、なぜ、こういうふう考えたのかということのを足したほうがいいのかと思いました。それから、平成23年度に実施したとあるんですけど、資料3の第3次行動計画期間中の主な取組の意識調査の実施では、平成24年と書いてありましたので、合わせたほうがいいのかと思いました。

それから、主要事業の書き方なんですけれども、例えば3ページの一番上の「情報誌かたらいの発行」、「こがねいパレットの開催」というすごい具体的な事業名が出てくる部分と、一番下の「多文化社会への理解と推進」、「在住外国人との交流と国際理解の推進」と具体的さのレベルがちょっと違うような、わかりにくいような気がします。もう少し、合わせたほうがよろしいかと思いました。

これは全く繰り返しちゃうんですけども、男女平等と男女共同参画という表記をどうするかということ、例えば小金井市男女平等基本条例ではきちんと男女平等と男女共同参画ということを分けてうたっているんですね。

以前発行された条例の概要版を見ると、条例の特徴の部分では、「日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、男女平等社会の実現を目的とし、問題解決のために、その手段として、さまざまな分野へ男女共同参画の促進が必要であると位置づけ、名称を男女平等基本条例としました。」と書いてあるので、それを踏まえるのか踏まえないのか、それ

によって表現が変わってくると思うので、ここをきちんと検討したほうが良いと思いました。

【井上会長】 今の男女平等と男女共同参画の部分なんですけれども、前回の審議会で検討した骨子案には、「男女共同参画社会とは」という説明文がありますよね。条例の説明を盛り込むとか、少しそこは工夫してもいいですよね。

それと、先ほど言っていた、どこまで具体的に主要事業を書くかというのは、おっしゃる通りだと思います。例えば5ページの(1)教育の場における男女平等教育の部分なんですけれども、「男女平等の視点に立った教育の推進」とかは、何か具体的に書かないと、やっていますで終わるんじゃないかとか、担当部署が創造的に前向きに考えて、自分たちの英知で切り開いてくれることもあるでしょうが、何々などの教育の推進とか、4年間で古めかしくならないようなものがあったら、入れた方が良かったと思います。

【伊藤委員】 今のところなんですけれども、施策のところは大ざっぱな感じでいいんですが、第3次行動計画でも、主な事業ではかなり具体的に情報誌の「かたらい」なども入っていますので、大事な事業は細かくても削らずに掲載してもいいのではないのでしょうか。

【新井委員】 1ページの基本目標の文章の組み立て点で、考え方として申し上げるんですけれども、タイトルにあるように、「認めあい」、「備えたひとを育む」という目標があるんですけれども、これに対して下に4つに段落を分けた文章が書かれて、最後に「必要です」とあるんですけれども、上の大きいタイトルに対して、「必要です」というと、評論しているみたいに感じます。最後のところを例えば「男女平等意識の浸透を図ることを基本目標といたします」とかにした方が分かりやすいと思います。この後の基本目標Ⅱ～Ⅳについても、迫力を持たすためには、「必要です」と言うんじゃなくて、「推進する」というふうにするほうが良いのかなと思いました。

【井上会長】 ありがとうございます。とても大事な指摘をいただいたと思います。

計画だから、市としてこれを認識して、各部局が担当してやるわけですから、やっぱり「推進します」ですよね。全体を通して、例えば基本目標の頁はここで実現することを強く打ち出すとか、各頁は説明文として書くとか、全体のバランスをとるようにした方がいいですね。

小金井市は、公立中学校では、混合名簿になっているのでしょうか。小学校は混合名簿ですよね。



【原委員】 小金井市立小金井第二中学校の校長の原でございます。現任の第二中学校では混合名簿です。私もこのことを他校に質問する機会がありましたが、他校の先生方も、皆さん、当然ですという感じでおりました。

【井上会長】 混合名簿は実現しているということですね。

ほかにいいですか。

【佐藤副会長】 先ほどの意見と関連しますが、企画政策課、つまり、男女共同参画室の事業は、結構具体的に書かれているのですが、他課の事業については、余り踏み込んでいないと感じました。例えば5ページの「教育の場における男女平等教育」というところの具体的施策で「幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進」の2番目に、「個々の能力に応じた進路指導の充実」という項目があり、もちろん学校の立場とすると、それが男女共同参画にもつながるということだと思えるんですけども、やはり性によって、女の子だからこういう職業がいいんじゃないのというのは、口には出さなくても背景にあったりすると思うので、「性にとらわれない進路指導の充実」とした切り口のほうがいいんじゃないかと思うんですね。確かにどこまで具体化するかというのが難しいとは思いますが、教育現場の視点でつくられたという印象が強い気がするの、気になっています。細かい点なんですけれども、5ページの(2)生涯を通じた男女平等教育の「地域・社会における教育・学習の推進」の2つの主要事業の担当課として、公民館は当然ながら、生涯学習課が担当している部分もあると思います。生涯学習部の中に公民館があるので、生涯学習課が入って、公民館が入るというふうにできれば、位置付けられないかと思いました。

【伊藤委員】 補足なんですけれども、社会教育というのは公民館だけではなくて、博物館、美術館、図書館も対象になりますね。幅広い分野ですので、是非今のご意見を追加していただきたいと思います。

あと、先ほどの男女混合名簿の件ですが、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」推進状況調査報告書（平成23年度）の18ページの処理番号28を見ると、事業実施による効果が「⑥特に進んでいない」になっており、事業内容は「校長が出席簿を作成することが法令で定められているため。」となっています。男女混合名簿の運用は、各学校長に権限は任されているというところは、男女平等推進審議会には対応できないんじゃないかと思うんですけども、その辺の教育の部分は、今後の課題でもあり、方向性を考えたほうがいいんじゃないかなと思いました。

【井上会長】 先ほどの「個々の能力に応じた進路指導の充実」のところは、きちんと進路指導していただきたいという趣旨なので、「性にとられない進路指導の充実」といった趣味が反映できないか、検討をお願いしたいと思います。

男女混合名簿に関しては、もしかしたら、まだ対応していない学校もあるかもしれないということですか。

【事務局（松井）】 指導室に、この推進状況調査報告書を作成する際に確認いたしましたが、学校長の判断によって、当然、取り扱っているということです。

【井上会長】 すべての学校で男女混合名簿になっていると、そういう意味ですか。

【事務局（松井）】 男女混合名簿の事業実施による効果が⑥としてあるのは、去年と比べて特段変わっていないということです。

【伊藤委員】 私は、校長先生にお任せしてあるというふうに解釈したので、強制力がないという認識は間違っていないでしょうか。混合名簿にしてくださいということは言えないわけですね。各学校の校長先生のジェンダーリテラシーとか、認識にお任せしてあるということでしょうか。

【事務局（松井）】 全校において、適切に運営されていると聞いております。

【佐藤副会長】 お任せしているから意見が言えないということではなくて、意見は言えるけれども、最終決的に各学校長が判断するというので私はとらえています。

【井上会長】 実際にはやったださっているから、結構ですが、この報告書に書く際に「各校長の判断に任されており、すべての学校で実施しています。」とか、そういう書き方にしていいただければと思います。

【事務局（松井）】 担当部署と調整のうえ、対応いたします。

【井上会長】 逆に言うと、もしかしたら、校長先生がかかわると混合名簿でなくなることもあるという理解をするならば、例えば混合名簿の維持を含めとか、あえて書かなければいけないのか、混合名簿はあたり前だというならば、なしでもいいですけども、そこら辺も含めて担当部局のほうとも検討していただけるといいと思います。

あと、学校教育について、「性教育の充実、発展」に関する言葉を入れていただきたいと思うんですが、それは基本目標Ⅱの4 「生涯を通じた男女の心身の健康支援」というところに入れるほうがいいのか、それとも基本目標Ⅰの2 「男女共同参画を推進する教育・学習の推進」に入れるほうがいいのかわからないんですが、性教育に関することが入っていないような気がしますので、お調べいただきたいと思います。

【加藤（由）委員】 5 ページで、先ほど佐藤副会長がおっしゃったところなんですけれども、主要事業の中の「個々の能力に応じた進路指導の充実」というところを「性にとられない」というふうに追記していただきたいと思います。個々の能力に応じたという言葉だけだと、読んだ人の主観によって、男はこういうのが個性、個々の能力に応じているんだというふうに思えば、男女個別の進路指導のほうに持っていかれる可能性があるので、ぜひお願いできたらと思いました。

【井上会長】 そろそろ時間になりますので、基本目標Ⅰを終了して、基本目標Ⅱに入りたいと思います。

【事務局（松井）】 それでは、基本目標Ⅱについて説明をさせていただきます。

基本目標Ⅱ、「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」。2月に実施しました市民意識調査の結果を踏まえて、構成として、就業環境づくり、子育て・介護支援など、家庭生活との両立支援、地域活動への参加の促進、健康支援を中心に構成させていただきました。体系に対して審議会委員から出された意見の反映の状況を中心にご説明させていただきます。

加藤（春）委員から、女性の再就職支援のほかに、就労支援や就労環境づくりについても触れるべきというご意見をいただきました。8 ページ、（3）「女性の就労に関する支援」の中に、「職業能力の向上に向けた機会・情報の提供」、「就業機会拡大のための支援・情報提供」を反映させていただきました。

井上会長から、高齢者の生活がどれだけ豊かになるかということワーク・ライフ・バランスを絡めて位置づけてほしいというご意見をいただきました。10 ページ、（1）「育児や介護等への支援体制の整備」の中に、「高齢者・障がい者等への社会的支援の充実」、11 ページ、（1）「地域づくり活動における男女共同参画の推進」に「老人クラブ活動への助成を通じた支援」を位置づけました。

佐藤副会長から、生涯を通じた男女の健康支援という考えを大事にしてほしいというご意見をいただきました。12 ページ、13 ページ、施策の方向性として、「生涯を通じた男女の心身の健康支援」といたしました。

また、伊藤委員から、母子保健事業の位置づけが必要というご意見をいただきましたので、12 ページ、「母子保健事業等の推進」として反映させていただきました。

また、ここでお時間をいただき、市議会からの意見、要望について報告させていただきます。6月に開催されました第2回市議会定例会の中の一般質問において、ある市議会議

員の方から、女性の労働問題やエンパワーメントについて、男女共同参画の計画に盛り込んでほしいという旨のご意見をいただきました。一般論として、非正規労働者に女性が多いことから、非正規労働者を対象とした調査も行うべきなのではないかとのご意見をいただいております。

なお、8ページ、多様な雇用形態に合った働き方の選択であるとか、働きやすい職場環境づくりを促進する必要があると考えまして、(1)「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた環境づくり」に、「多様な働き方の普及・啓発」を記載しております。

以上でございます。

【井上会長】 ありがとうございます。非正規労働の問題は、さまざまな雇用形態があり、難しい問題だと思います。事業として「多様な働き方」に関する内容を入れたとのことです。

【加藤(春)委員】 6ページの3つ目の●の2行目ですが、市民意識調査で、中断再就職型よりも、職業継続型のほうが男女全体すべてにおいて肯定する意見が多くなったはずですよ。これは大きく意識の変化があったと思いますので、これを9ページのデータに入れて、はっきり書いたほうがよろしいかと思います。この書き方ですと、これが表現できていないと思うんですね。「市民意識調査によると、女性の働き方として、子供に手がかからなくなったら再び仕事を持つ『中断再就職型』のほか」という表現はやめて、「結婚・出産にかかわらず仕事を持つ『職業継続型』を支持する意見が多くなり」とはっきり出すべきだと思います。そして、前回と今回の調査結果を、男性・女性・全体の各データで見られるようなグラフなどがあるといいのではないかと、②家庭生活との両立支援のところに入れていただきたいということが1点です。

それから、8ページの(1)「誰もが働きやすい職場づくりの促進」の主要事項の一番最初に「多様な働き方の普及・啓発」というのが入っています。「多様な」というのが先に来ちゃうと、この施策の核が再就職になってしまいますので、意識が変わってきたというところを受けて、まず「仕事と生活との調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発」か、「事業所への意識啓発」があって、その下に「多様な働き方の普及・啓発」というふうに位置づけていただければと思います。

それから、10ページの2行目、「多様なニーズに応じた」というのが先に来ています。働き続ける人への支援をまず、掲げていただきたいと思います。私ごとですが、姪も

ついこの間、子供が病気になり、10年勤めていたところを辞めざるを得ないということが起こりました。働き続ける人への支援に関することをまず出した上で、「多様なニーズに応じた」という順序立てにさせていただければと思います。

それから、11ページの「女性リーダーの育成」なのですが、「国内研修事業への参加の促進」、「児童館ボランティアリーダーの育成」は、今までも挙げられていますので、「女性リーダーの育成の促進」とか、一般女性のリーダーが育つように表現を広げた形にさせていただければと思います。

それから、12ページの5行目、リプロダクティブ・ヘルス/ライツとジェンダーという表現はどうも政策普及・推進する上では、失敗しているのではないかと私は思うんですね。今も国の計画にこの言葉を使っているなら、このままリプロダクティブ・ヘルス/ライツで結構ですが、もし違う表現を使用しているならば、括弧して入れないほうがかえってわかりやすいのではないかと思います。お調べいただきたいと思います。

**【井上会長】** 2009年10月の本審議会からの提言では、夜間保育、休日保育、病児保育が小金井では未実施という指摘があります。夜間保育、休日保育、病児保育などに関する事は何かしら入れてもらいたいと思います。休日保育を杉並区でもやっていますし、不可能なものではないと思います。

待機児童の問題もやはり大きくて、小金井市は対応しているけれども、やはり待機児童の解消に関することを入れてもらったほうがいいかと思いました。細かな事業になるとも思いますが、整理をして、対応できればと思います。

**【伊藤委員】** 10ページの「地域での子育て支援体制の充実」の項目で、主要事業として、家庭訪問型の子育て支援の導入を1つ追加していただけないでしょうか。どうしてかということ、孤立した子育て中のお母さんを対象にして、実際にホームスタートという民間のグループがそういう支援をやっています。グレーゾーンの支援の意味でも意義深いと思いますので、検討していただきたいと思います。

あともう1つ、先ほどの加藤（春）委員のリプロダクティブ・ヘルスに関するご発言ですが、女性が、妊娠するとか、出産するとかということに関して選べる権利というのはとても重要じゃないかと思うんですね。そういうことで悩んでいる女性が私の周りにもいますので、ぜひ残していただきたいと思います。

**【加藤（春）委員】** 英語としてもなじまない、女性学の専門用語みたいなものですから、性と生殖に関するなんて抽象的な訳し方が通ってしまっていますし、本来、何が大切

なことなのかといったことが、わかる表現にする必要があると思います。

【井上会長】 少子化対策が言われていますが、一方で、どれだけきちんと権利として進めていくかという視点はとても大事だと思います。戦時下の産めよ、ふやせよ政策ではないんだということもありますので。

【加藤（春）委員】 行政的なキーワードとして、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ残っているならば、何が大事なのがはっきりカバーできるような表現が必要だと思います。

【井上会長】 あと違う視点からなんですけど、災害時の施策にどれだけジェンダー視点を入れるか、阪神淡路大地震や今年の東日本大震災でも言われています。政府の計画でも入っていますので、地方自治体でも必要なことですよ。

基本目標Ⅲの1、「政策・方針決定過程への男女の参画」の中で、「防災・防犯分野における男女共同参画の推進」というふうに位置づけさせていただきました。

【加藤（り）委員】 細かなところなんですけれども、6ページの3つ目の●の5行目で、「20歳代後半から40歳代の働き盛り・子育て世代」という記述があるんですが、私はちょっと違和感を持ってしまうんですけれども、どうなんでしょうか。

【井上会長】 これは市民意識調査のデータで、どの世代が多いかという、その数値に基づいて記述したということですよ。

【加藤（り）委員】 それはわかりますが、こういう表現で言われると、私はちょっと違和感を感じます。データからこういうふうになっているのだったらいいんですけど。

【井上会長】 要は、子育て世代と書いてある年代以外で、子育てをしている方もいるのだから、配慮が必要という意味でしょうか。

【加藤（り）委員】 そうです。

【佐藤副会長】 出産年齢がだんだん上がってきているので、20歳代後半は子育て世代に入っていないかもしれないという感覚もありますね。

【加藤（り）委員】 出産が遅いから、50歳代は結構子育てやっているんですね。私の友達でも小学生ぐらいのお子さんがいる人もいます。

【原委員】 私自身も50歳代で小学生の子供がいます。このほかにも、働き盛りという表現は40歳代にかかるのか、わかりにくいですね。20歳代前半で子供を生んだ方は後半で働き盛り・子育てなのかとか、さまざまですが、読み解きにくいので、表現を削ったほうがすっきりするのではないのでしょうか。

【加藤（春）委員】 「20歳代後半から40歳代の」をとり、「働き盛り・子育て世代が比較的多い」を残したらどうですか。

【井上会長】 ここは検討するという事にしましょう。

【原委員】 どの表現が何にかかっているのか、「働き盛り」にかかっているのか、「子育て世代」にかかっているのかが少しあいまいですね。

【伊藤委員】 先ほど加藤（春）委員が、文章が長いということ saying いたと思うんですけど、そういう意味でも簡潔にしたほうがいいんじゃないでしょうか。

【井上会長】 ここは就労等の両立ができやすくなるといった話が主要なので、「20」から「比較的多い」まで削ってもいいのではないかと思います。もう少し事務局でも検討していただければと思います。

ほかにいかがですか。なければ、そろそろ時間なので、基本目標Ⅲに入りたいと思います。まず説明をお願いします。

【事務局（松井）】 基本目標Ⅲについて事務局からご説明させていただきます。

基本目標Ⅲ、「男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる」。構成として、政策・方針決定過程への参画、市民参画・協働による男女共同参画の推進、庁内の推進体制を基本として構成いたしました。特に、市民参加、協働による男女共同参画の推進という考え方を新たに位置づけております。これにつきましては、前回の審議会で委員の皆様から特段にご意見はなかったのですが、さきほどご紹介しました市議会の一般質問で同じ議員の方から、去年2月に実施した職員意識調査に関連して、庁内の非常勤嘱託職員について、ご発言があり、今年度から庁内で非常勤嘱託職員を対象とした新たな制度を導入したことから、働き方が変わる可能性があり、意識を聞くことも必要ではないかとのご意見をいただきましたので、ご報告します。それでは、各論案のうち、主に、庁内の状況についてご説明をさせていただきますたいと思います。

18ページでございます。「庁内の男女平等の推進」の状況についてご説明させていただきます。特に新規の項目を中心にご説明します。

「働きやすい職場環境の整備」を位置付けました。次世代育成支援対策推進法第19条におきまして、国、地方公共団体は特定事業主に位置づけられて、特定事業主行動計画の策定が義務づけられております。小金井市でも小金井市職員次世代育成支援プランを、平成22年度～26年度までの計画期間としてすでに策定しておりまして、推進している状況です。この計画は庁内の職員を対象としたものですが、子育てに関する制度の周知、子

どもの出生時の父親の休暇の取得の促進や、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備、時間外勤務の制限及び縮減などについて位置づけております。

また、「ハラスメントの防止と指針の周知徹底」ですが、従来、セクシュアル・ハラスメントについての苦情又は相談に関する要綱というものがございましたが、それをこの4月に廃止するとともに、新たにパワーハラスメントを含めた職員ハラスメント防止要綱を平成24年4月1日に制定しております。

4つ目の「指導的立場への登用に向けた女性の人材育成」でございますが、第3次行動計画の中では、昇進試験受験の推進と意識啓発を掲げてございますが、市の人事政策の中でも、さまざまな考えを取り入れておまして、複線型人事制度を平成24年度から導入しております。これは、専門的領域に特化した仕事の位置づけを明確にし、スタッフ組織の人材確保に重点を置いた人事管理制度でございます。特に係長職をラインの係長職のみならず、専門性を持った職務に専念する係長同等職の専任主査職を導入するという形のもので、このような新たな制度を導入しております。また、非常勤嘱託職員につきましても、リーダー、サブリーダー制というものを平成24年度から導入するなど、庁内にも多様な働き方を導入しております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

【井上会長】      ありがとうございました。

15ページ目の2つ目の段落、「本市ではこれまで」「50.0%という高い目標」となっているんですが、第4次基本構想・前期基本計画というのは、昨年度からの計画ですよ。

【事務局（松井）】      平成23年度から27年度まででございます。

【井上会長】      これだと、「取組を推進してきたものの」となっているんですけども、昨年度からの計画とのことですから、平成23年度の比率はこうなっているけれども、第4次基本構想・前期基本計画では50%を掲げて努力をしているという意味の文章のほうがよいのではないかと思いました。

あとはいかがですか。

18ページの（1）庁内の男女平等の推進は、正規職員、非常勤嘱託職員の両方でさまざまな取り組みを行っているというご説明でしたけど、説明として意識調査の話も出ましたが、この計画の中で、例えば男女が育休をとりやすくなるようにとか、具体的に1個だけ挙げることはできますか。



【事務局（松井）】 市は特定事業主でございまして、行動計画を策定し、さまざまな施策を取り入れて、次世代育成支援を図るのがこの計画の主旨ですので、一部を取り出してというよりは、総合的な推進として取り扱うという方針です。

【井上会長】 あと、18ページの（2）計画の推進体制の強化ですけれども、主要事業として、男女平等推進審議会、それから、「計画の点検及び評価の仕組みづくり」、「国・都・他自治体との連携及び情報共有」とあるんですけれども、小金井市の中にも、庁内の検討組織がありますよね。

【事務局（松井）】 男女共同参画施策推進行政連絡会議という関係課長で構成する組織がございまして。

【井上会長】 あるんですよね。推進体制の1つだから、それも位置付けてはどうですか。

【加藤（春）委員】 基本目標Ⅲに「男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる」が挙がってきたのは、前期の審議会で提言に書かせていただいた影響もあるのかと思いますが、順序としては、Ⅲに挙がるのは落ちつきが悪いのではないかと思います。柱として挙がってきたということは大変によろしいと思いますので、ⅢとⅣを入れかえた上で、庁内で取り組まれていることのチェックしていければと思います。

【井上会長】 16ページに、「男女平等都市宣言の浸透」と、「男女平等基本条例の普及」というのが、「参加を促す環境づくり」に入っているんですけれども、これは基本目標Ⅰの意識改革のほうでいいんじゃないかと思いました。

それと、第3次行動計画には、男女平等都市宣言が載っていますが、今回もぜひ男女平等基本条例とあわせて、載せていただきたい。

【事務局（松井）】 第3次行動計画の表紙裏に宣言が載っています。今後、コンサルタントとデザイン等を相談いたしますが、完成版のときは、男女平等基本条例は資料編には、準備させていただこうと思っております。

【加藤（り）委員】 男女平等都市宣言と男女平等基本条例は、小金井市にとっては非常に大事なものですので、これは基本目標Ⅰに持って行ってほしいと思います。

それから、市民意識調査と職員意識調査が出てきていないと思うんですけれども、やはり資料として、いろいろな施策に生かすということにもなるので、載せる必要があるのではないかと思います。もし載せるのであるならば、18ページの庁内の男女平等の推進のところか、3ページの主要事業で人権・男女平等に関する図書・資料の収集の充実という

ところに載せたいなと思います。

【井上会長】 今回出していただいている各論案にグラフがいくつか掲載される予定になっていますよね。この中に意識調査も数個入っていますが、このほかに何か盛り込もうということですか。

【加藤（り）委員】 意識調査を実施することを事業として書いてはどうかということです。

【佐藤副会長】 4年間の計画の中にそのような項目を入れると、その4年間の中に意識調査をもう1回しなきゃいけない、ということですよ。このつくりとしては整合性などはどうなんでしょう。

【井上会長】 意識調査は、何年スパンというのは決まっているんですか。

【事務局（松井）】 特に何年スパンということはございませんが、第3次行動計画は10年計画という非常に長い計画でございましたので、計画期間中に1回、計画策定とは関係なく、意識調査を実施しております。原則としては、他市の例などを見ますと、計画策定の前年に意識調査をして、それを基礎資料として施策に反映させていくというのが慣例でございます。従いまして施策や事業としてではなく、あくまで基礎資料の収集の一環でございます。

【井上会長】 意識調査は適切な時期に必要な内容の調査をして、推進状況を確認しながら、また、施策を検討していくというような考えでいいと思いますが、どうでしょうか。

【加藤（春）委員】 人事異動等で担当者が変わられたりすることもありますし、そのように入れておいたほうがよいのかどうかですよ。

【事務局（松井）】 施策や計画の策定に基礎資料が必要であれば、行うという位置付けのものです。

【加藤（春）委員】 推進体制の一環ということですね。

【事務局（松井）】 基礎資料は、さまざまな収集いたしますので、申し添えます。

【井上会長】 いずれにしても、「男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる」のところに、調査を踏まえてといったことに触れるとして、しかし何年スパンで実施する等は必要はないと思います。

【佐藤副会長】 16ページに戻ってしまおうのですが、（1）市民参加の推進「参加を促す環境づくり」のところは、「参加」ではなくて、「参画」ではないかなと思います。

あと、18ページの「計画推進体制の整備」の部分が弱い感じがするんですよ。男女平等推進審議会の運営はいいのですが、関係課との連携、調整というような項目は入れておいた方がいいと思います。企画政策課が男女共同参画の考え方を関係課に浸透させていく具体的な牽引役をするのだという位置付けがないと、仕組みは進んでいかないと思います。

あと、15ページの防災・防犯分野における男女共同参画の推進のところに、地域安全課しか入っていないんですけれども、企画政策課は入れなくていいんですかね。

【事務局（松井）】 企画政策課は男女共同参画に関して、全庁と連携し、施策に対する統括をしております。防災・防犯に関する個別計画については、地域安全課が所管しております。担当課では、既に避難所運営マニュアルなどに、男女共同参画の視点を盛り込んで改定しており、今後地域防災計画や、施策実施の際にも、当然のことながら、男女共同参画の視点は入れていくという考え方をっております。

【加藤（春）委員】 さっき佐藤副会長がおっしゃったことの補足のようですが、1項設けていただきたいこととして、企画政策課男女共同参画室と関係課の連携、調整による計画の推進という内容にしていただき、男女平等都市宣言の浸透と、男女平等基本条例の普及及び本編を共有しながら、関係課と男女共同参画室が推進するという形で締めていただければと思います。我々市民側として、ずっと申し上げてきたということがありますので。

【井上会長】 主要事業のところ、さっき私が庁内の検討組織と言いましたけれども、その部分を、男女共同参画室を核として、全庁を挙げて、男女共同を推進するとか、そういうのを一番上に入れて、その下に、男女平等推進審議会という順番で並べてもらえますか。まずは、庁内の推進体制をしっかりと位置づけてもらえればと思います。

【新井委員】 必ずしも第3次行動計画を踏襲する必要はないんですけれども、今回の素案を見ると、どうも庁内の男女共同参画を推進するというニュアンスが強過ぎるような感じがします。どういうことかという、第3次行動計画の表現を見ると、あらゆる分野への男女共同参画というのが出てくるわけです。今回の計画にも、防災があったり、自治会・町会があったり、地域団体のことも書かれているんですけれども、4つの基本目標ページの解説では、庁内の男女共同参画にニュアンスが強過ぎるような気がするので、「あらゆる分野」というようなニュアンスを盛り込んでもいいんじゃないか、もう少し全体的に総合的に男女共同参画を進めるという印象を押し出しておいたほうがいいのかと思います。

ました。

以上です。

【井上会長】 では、そろそろ基本目標Ⅳへ移らせていただきます。

まず説明をお願いいたします。

【事務局（松井）】 基本目標Ⅳについてご説明させていただきます。

基本目標Ⅳ、「男女間の暴力を許さない社会づくりで安心を守る」。配偶者暴力対策基本計画でございます。

従来の配偶者暴力対策基本計画の考え方を踏襲し、整理、統合した形で作成させていただいております。主に暴力の未然防止の意識づくりにつきましては、早期発見のための体制強化を新設いたしました。従来より、通常業務の中で行っていることではございますが、虐待とDVが同時に起きている場合や、DVによる健康被害が起きている場合など、関係課を通じた気づきがスムーズに行われるよう計画に位置づけてございます。「被害者支援の推進」につきましては、緊急一時的な対応、その後の自立支援体制という形で整理、統合させていただきました。「相談・連携体制の整備・充実」については、企画政策課で行う相談体制と、庁内外の連携という形で整理、統合させていただきました。

説明は以上でございます。

【井上会長】 ありがとうございます。皆さんいかがでしょうか。

【伊藤委員】 21ページの「早期発見のための体制強化」のところなんですけれども、具体的施策としての強化で終わらずに、強化の後に、他機関との連携というところの項目を追加してほしいと思います。なぜかといいますと、新規の主要事業として「健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見」が入っており、健康課、子育て支援課が担当課になっています。具体的には「こんにちは赤ちゃん事業」や「新生児の訪問」などが対象になっていると思うんですが、早期発見しても、それを次の支援機関につなげるというところまでいかないと問題が解決しないので、他機関との連携、ネットワークというのが求められるんじゃないかと思いました。ボランティアとか、市民グループを含めて市民の資源を使ったような他機関との連携という考えを入れていけないかと思います。

ちなみに佐藤副会長もかかわっています、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会という組織もあります。

【井上会長】 基本目標Ⅲの主要事業に「市民や市民活動団体等との連携」というのがありますが、ここにも入れてはどうかということですか。

【伊藤委員】 子供に対しての虐待、DVにフォーカスを当てたという意味でも、入れていただくことを検討していただければと思います。

【井上会長】 22ページ、「民間シェルターへの財政的支援」とあるんですけども、市内に民間シェルターはあるんですか。

【事務局（松井）】 シェルターに関する情報は、場所等含めて非公開となっておりますので、明言はできないんですが、26市の中で財政的にも運営が難しいような民間シェルターを運営されている団体さんがございますので、補助金を出す事業を小金井市でも実施しております。

【井上会長】 実際に支援しているということですね。

【事務局（松井）】 はい。実施しております。

【井上会長】 要は小金井市単独じゃなくて、複数の多摩エリアの自治体で協力してやっているということですね。ありがとうございます。

以前の課題として、DVのシェルターができたところに言われていたのは、子連れで入れないところがあったんですけども、そこはどうでしょうか。

【事務局（松井）】 被害者にはお子さんがいらっしゃる場合も多いかと思います。ひとり親家庭の支援ということで、現在は問題はないと考えております。

【佐藤副会長】 計画に入れられるかどうかわからないんですが、男性施策というか、男性対応のプログラムみたいなものの研究をどこかに入れられないかなと思うんですが。

【井上会長】 DVの加害男性に対する非暴力プログラムなど無理なのかどうかはわからないんですが、26市内でやっていたら「研究する」とかの言葉をプランに入れるとか。

【事務局（松井）】 先日、市町村男女平等参画施策担当課長会に出席した際、東京都の男女平等参画課長が説明してございましたけれども、国の施策として、まず加害者プログラムというものに対して方針が明確に出ていないということでございます。東京都のレベルでも何らかのような考えをもっている、まず、国の方針がはっきりしない中で東京都も手がつけられないというような説明をしてございました。市町村のレベルとしてどのようなことができるかというのは、今の段階では明確には見えないという状況です。

【井上会長】 東京の区部で加害者男性のプログラムの講座とか、講演会とかありますよね。そういうのを小金井市が実施するというレベルなら、できると思います。

【事務局（松井）】 啓発というような点では取り組みはできるのかもしれませんが。

【加藤（春）委員】 その話が出てから随分時間がたっているので、公民館の講座なんかにつないでいくような形で、この4年間でできるどうかは別として、市町村から発信して都や国が変わっていくということもあり得るかもしれませんね。実際にはそういう人たちが公民館などに来て、DV加害者だというふうな目で見られないかとか、人権問題に気をつけなければならないとか、さまざまな課題もあると思うんですけれども、工夫していらっしゃる場所もあると思います。こういう計画の中に何かしらのキーワードを入れるということもいいのかもしれませんが。国の方針がはっきりしていない、都も動けていないという状況というのは、確かにわかりますけれども、小金井市は先進的に男女平等都市宣言をしているのですからと思います。無理やり今回やらなきゃならないという意味ではなくて、仮に未実施になったとしても、キーワードとして挙げておくということは非常に重要なことだと思います。

【井上会長】 実施じゃなくてもいいので、研究とか、検討とか、何か表現があるといいなと思いますが。

【伊藤委員】 男性加害者側の支援という面では、それを拾い上げるというのは難しい局面だと思うんですね。そういう点では、国、都、近隣自治体との広域的連携の推進という主要事業のところがあるので、東京都とか、その人自身が相談しやすいところに紹介するというようなことを、まず1ステップにしたほうがいいんじゃないかと思います。限られた地域ですと、プライバシーの問題もあり、とても目立ってしまって、逆に利用率が下がってしまうような気がします。

【井上会長】 今、厚生労働省が民間とタイアップして、加害者プログラムを検討していますよね。加害者の矯正プログラムをやれるようにしている団体が東京都内にもあるので、そこへつなぐということも考えられると思います。

【伊藤委員】 ただ、加害者という言い方は、その人自身の人権を無視したように感じるので、そういうことで悩んでいる方、害を加えてしまった人も、実は被害者であるかもしれない。そういう意味で、もっと拾いやすいような体制づくりをして、環境を整えていったほうがいいんじゃないでしょうか。

【加藤（春）委員】 これは、男性の自殺のところにも出ています。男性であるがゆえの問題を抱えている人も増えています。男性から「DVで責任を感じている。暴力を振るってしまった。」というような声はありますか。

【事務局（松井）】 加害者と思われる方からの相談は、皆無です。

【加藤（春）委員】 経済問題なんかはどうですか。一家の責任を負っちゃって「生命保険を残したい」なんていう方は、いらっしゃいますか。

【事務局（松井）】 男女共同参画室には、特にございません。

【加藤（春）委員】 男女共同参画は、男性に向かっても相談が開かれなければならないということで、杉並区でも申し上げてきたんです。実際にやるのは大変難しいんですけども、必ずしも加害者プログラムに限らないので、男性に対する相談ということもご検討いただければと思います。

【事務局（松井）】 事務局から補足でございますが、先ほど申し上げたとおり、加害者と思われる方からの男女共同参画室へのアプローチというのは皆無なんですけど、逆に、私が暴力を受けているというような男性からのご相談は、このところ数件でございますけれども若干ございます。

【加藤（春）委員】 それはもちろんお受けになっているわけですね。

【事務局（松井）】 お話をお伺いして、適切に対処しております。

【加藤（春）委員】 ですから、男性を対象にした相談というのをもう少し広げておいた方がいいかなと思います。女性センターになりますと入りにくいですし、安全を守るということでは逆効果になる部分もありますので、ご検討いただければと思います。

【井上会長】 東京都は、男性の暴力電話相談もやっていますよね。

【事務局（松井）】 暴力と明確に位置づけているか分かりませんが、「男性のための悩み相談」は東京都でもやっております。

【井上会長】 それは被害者男性を対象にしているのでしょうか。

【事務局（松井）】 恐らくDV相談も含まれているとは思いますが、DVに特化したということではなく、一般相談として実施しております。

【井上会長】 以前、テレビで見たのですが、被害者男性が電話相談したときに、「男のくせに」という受け手の意識がちらちら見えて、その男性はとても傷ついたという事例があったんですね。その意味では、男性に対しても被害者としてきちんと対応する必要があると思います。男性が被害者なら加害者は女性ですけども、加害者に対してのプログラムの意義は、要は暴力を振るう人がいなくなる限り、被害者はいなくなるわけではなく、大学の授業でも「どうして加害者を檻に入れられないで、被害者がシェルターに隠れなきゃいけないのか、何の解決にもならない」という声を耳にします。加害者プログラムの研究ということも意味があると思います。

【加藤（り）委員】 この間、加害者プログラムを実施しているという方のお話を聞いたら、今、若い方とかで、自分で認識しているけど、止められない。それがつらくて自分から相談に来るといふ人がふえているということです。PRの仕方で、DV防止につながるわけですから、何とか言葉で入れていけたらなと思います。

【井上会長】 窓口が一緒だと困るというのはあると思いますので、どういふありようにするか検討する必要はあるかだと思います。

【加藤（春）委員】 子供に暴力を振るってしまうお母さんを家庭訪問なんかでケアしていることもあると思うんですけども、子供、高齢者、障害者に対する暴力とかもこの中に何とか入れたいということが1つあります。これは、女性も、男性もあると思うんですけども、私は「男女間」というのをとって、暴力を許さない社会づくり、安心を守るというふうにしちゃってもいいのではとも思うんですが、そうすると、まとまるものも、まとまらないという印象もあり、そこは譲歩いたしますけれども、こういうことを挙げたり、きちっと入れておくべきだと思います。

それともう1つ、ストーカーという言葉が1回だけ、3ページに載ってしまっていて、直接目に見える暴力という形ではないのですが、暴力というふうに呼んできたわけですね。ですから、ストーカー行為によってパートナーを追い詰め、生存を危うくしていくということが、見逃されがちだと思いますので、ストーカーのことも触れておくことが重要ではないかと思います。施策の中に入れられるかどうかわかりませんが、ストーカー行為から殺人にまでおよぶケースもありますので、しっかりと扱っておいてよいかと思います。

【井上会長】 前回の審議会では、「男女間の」をなくして、「あらゆる暴力を許さない」にしてもいいのではないかというご意見がありました。しかし基本目標Ⅳは、配偶者暴力対策基本計画という根拠法があって、それ以外の暴力が入らなくなっています。ですので、ここから漏れているけれども、大事なものを基本目標Ⅳの1 人権侵害防止として入れて、配偶者暴力対策基本計画の関係は、基本目標Ⅳの2～4にしてもいいですね。

【新井委員】 わかりやすい表現としての暴力の中に入れたほうがいいですね。だから、ストーカーも暴力と一緒にし、それから男女間以外の子供、障害者、高齢者に対する暴力というものもあるわけで、それを人権尊重の中に入れちゃうとちょっと焦点がぼけるといふ思います。だから、暴力ということで合わせるんだしたら、タイトルは男女間ということでもいいと思うんですけども、その中に入れるほうがわかりやすいだろうと思います。



【井上会長】 もしそうなら、基本目標Ⅳの4をその他の暴力とかにして、配偶者の暴力は基本目標Ⅳの1～3でもいいですね。

【新井委員】 分けるとわかりやすいですね。

【井上会長】 そのほうが落ちつきがいいんじゃないかと思いますので、検討していただければと思います。

時間も過ぎていきますので、そろそろ各論案の検討は終了しますが、まだ言い足りないこととか、もっとこうしたほうがいいということがありましたら、ご意見を事務局に提出してください。あわせて検討していただき、正副会長でも確認したいと思います。締め切りは、いかがいたしましょう。

【事務局（松井）】 9月3日月曜日を締切ということでお願いします。

【井上会長】 それから、本日もう1つやらなければいけないのが、資料3として第3次行動計画期間中の主な取組についてです。その部分に関しても、時間がほとんどないので、何か気がついたことがありましたら事務局にお願いしたいと思います。第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の7ページ、小金井市の動きの文章を生かして、続きを書くほうがいいのか、今回はコンパクトにポイントをきちんと押さえてわかりやすく整理していただいたので、この書き方がいいのかというのがあると思います。事務局案は、骨子案の4頁の小金井の動きを生かして、資料3に書かれている内容がそれに続くということですね。

【事務局（松井）】 資料編で歴史の流れは整理すると思いますので、そのように整理したいと思います。

【井上会長】 その点も含めて、ご意見いかがでしょうか。

【佐藤副会長】 私は、第3次行動計画中の主な取り組みのところを付け加えるだけでは、前回の審議会の骨子案に書いてあったところで、福祉を語る婦人の集い、こがねい女性フォーラムなどのこれまでの流れがちょっと弱いと思います。第3次行動計画が策定されてから今までの歴史はそんなになんかと思うんですね。行動計画をつくったのは早かったと思うし、そういう背景が小金井としての特徴だから、これまでの取組をもっときちっと書いてほしいという意見だったと思います。こちらの骨子案のところに小金井で市民参加が進んできた流れをきちっと書いてほしいと思います。本日の資料3の最後に「市民参加による推進」というのがさらっと書いてあるので、ここの部分をもっと膨らませてほしいと思います。

【井上会長】 今回の案としては、前回の審議会の骨子案の小金井市の動きと書かれている内容に、今回の資料3の内容が続くという形で提案してもらっています。掲載の形はすっきりしているように思います。ですから、小金井市の動きのところにこういうのが盛り込まれていないとか、この事項に関して書くべきだという意見をいただければと思います。いろいろなことをご存じの方々から、言っていただいたほうがいいのでお願いします。

【伊藤委員】 確認したいんですけども、今回、4つ基本目標があるんですが、この4つの目標を一言であらわすような目標をつくりましょうというふうになっていたような気がするんですが、私の記憶違いでしょうか。

【井上会長】 基本目標は各論案を議論して、その上で改めて全体を眺めて検討しようということになっていましたね。

計画案検討スケジュールですが、資料4をご覧ください。皆さんの追加のご意見も含めて、9月25日の審議会でもう1回、各論案について検討します。9月の第6回男女平等審議会の②基本理念・計画名称の検討というのが、そこに当たります。それからもう1つ、今回検討している行動計画（案）に何かキャッチフレーズをつけるかどうかという話もあったので、第4次行動計画だけでいいのか、それとも、何とかプランというような名称をつけたほうがわかりやすいとか、思いが伝わるということがあるのなら考えるということを、合わせて9月に検討します。その上で10月に最終的な確認を行うというスケジュールです。そして、11月にパブリックコメントと市民懇談会という流れになっております。次回、9月の審議会までに、基本理念をどうするかというところも少し考えてご出席いただけると、議論がスムーズにいくかと思しますので、お願いいたします。

市民懇談会の開催についてですが、11月25日、日曜日の午後2時とか2時半からになるかと思えます。皆さんにもスケジュールを空けておいていただきたいです。ここでは計画素案を説明して広く市民の方々からご意見をいただこうということです。皆さんの出欠については、後ほど事務局にそれぞれ伝えていただけるとありがたいです。お願いいたします。

【佐藤副会長】 本日出た意見を反映した修正各論案みたいなものは、次回、9月の審議会に出していただけるのでしょうか。

【事務局（松井）】 調整して提出するようにいたします。

【井上会長】 市民懇談会の進め方ですけども、新しい計画の要旨をご説明して、市

民の方々からいろいろなご意見をいただくほかに、もう少しプラスアルファで何かをしたほうがいだろうかという点について、皆さんのご意見をいただけたらと思います。例えば世界、日本の男女共同参画の動きなどについて、どなたかに最初に話をしてもらってもいいかもしれないし、市民の人になるべくたくさん意見をもらうほうがいいんじゃないかということもあると思います。そこら辺について皆さんのご意見はいかがでしょうか。

【新井委員】 時間はどのぐらい考えておられるんですか。

【事務局（松井）】 おおむね1時間半程度かと思います。

【新井委員】 1時間半。テーマや参加者数によりますけど、相当絞らないと難しいと思います。

【加藤（春）委員】 パブリックコメントは別に実施するわけですよね。何か改めてレクチャーをするような場ではないし、国際的にここで新しいことが起こっているという状況でもないように思うので、だれかがしゃべっていただくようなことをしないほうがよろしいと思います。意見交換をするということをメインに据えたほうがよろしいのではないのでしょうか。

【伊藤委員】 市民懇談会の広報の方法なんですけれども、市報でしょうか、どういふふうにご案内するのでしょうか。

【事務局（松井）】 基本的に広報とホームページ、あと、広報掲示板の掲示などを考えております。

【井上会長】 ほかに何か広報できるようなところがあれば教えていただけますか。

【事務局（松井）】 可能な限り市民団体の皆様にも周知できればと思っております。

【井上会長】 そういうことでよろしいでしょうか。

本日は、以上になりますので終了したいと思います。

ありがとうございました。

— 了 —